



各位

2007年 4月 4日
ミニストップ株式会社
(証券コード9946)

定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成19年4月4日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成19年5月15日開催予定の第28期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動性のある経営体制を構築するために、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
(変更案第21条)
- (2) 取締役の任期を1年にすることにとまない、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項の決定に係わる権限を取締役に委譲する旨、ならびに当該事項に関する内容を株主総会の決議によっては定めないものとする旨の規定を新設するものであります。
(変更案第36条,第37条)
- (3) フランチャイズ事業における銀行代理服务が可能とするため、現行定款の事業目的に「銀行代理業」を追加するものであります。
(変更案第2条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

この件についてのお問合せ先は、
ミニストップ株式会社
経営企画室 | R広報 菅原・須藤・佐藤・山盛
043-212-6477
<http://www.ministop.co.jp>



